組織名

氏 名

生産記録については様式を定めていませんが、参考様式として農業者団体等が市町村に実施状況報告を提出するにあたり最低限必要な項目をまとめたものです。

# ▶対象活動:堆肥の施用

メタン対策分類番号リスト 1 長期中干し

- 2 前年度の湛水不実施
- 複数ほ場について作成する場合は、交付金の交付金額の算定の基となるほ場面積がわか <u>る書類と突き合わせられるように</u>、通し番号等によって整理してください。 ・ 異なるほ場であっても、作業工程や肥培管理が同じ場合は、一枚の生産記録にまとめて記

3 前年度の秋耕 4 当年度の秋耕(令和7年度のみ)

		-	•	5   ての他(北海道と山	形県のみ)	
ほ場名	実施面積(a)	作物名(5割低減)	**メタン対策	実施時期(開始日)	実施時期(終了日)	備考
100-1	100a	水稲	3	令和7年11月2日		

(注1)記入欄が足りない場合は、別様式(任意)を用いることも可。

(注2)実施時期が複数日ある場合は、「実施時期(開始日)」及び「実施時期(終了日)」いずれも記載すること。

(※)メタン対策の欄は、主作物が水稲(飼料用米含む。)の場合のみ記載すること。

#### 1. 対象活動

堆肥の名称(種類)	C/N比	堆肥施用量 (kg/10a)	堆肥施用時期	備考				
牛ふん堆肥	11	1,000	令和〇年〇月〇日	大豆				
(注1)主作物(5割低減の取組)後の施用の場合は、施用後に栽培する作物名を備考欄に記載すること。								

「堆肥施用量」欄は実際の施用量を記入してください。

載できます。

- 「堆肥施用時期」欄には年月日だけてなく、○月上旬などの時期を記載することも可能です。 作業を実施した時期に幅がある場合は、「○月○日~○日」や「○月上旬~○月中旬」と記入してください。
- <u>見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入</u>してください。

(注2)C/N比の欄について、バーク堆肥、稲わら堆肥等植物性物質由来の堆肥、牛糞堆肥などの明らかにC/N比が10を超える堆肥の場合は省略可。

#### ナル物のナルルサー印

. 土1F初の土な1F				
作業名	は種	定植·移植	収穫開始日	収穫終了日
実施時期	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日	令和〇年〇月〇日

- 作業名にある主な作業の実施時期を記入してください。
- 見込みで報告する場合は目安となる年月日の後に「(見込)」と記入してください。

「使用肥料」、「使用農薬」欄には、生産過程等において使用した全ての化学肥料・化学合成農薬について、化学肥料窒素成分の割合、使用時期、使用量、節減対象農薬成分回数等を具体的に記載してくだ さい。

#### 3 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	使用量 (kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考	<b>計算の仕方</b> <u>20kg/10a × 15% = 3.0kgN/10a</u> 合計 3.0kgN/10a 「合計 I欄には化学肥料窒素成分量の合計値を記入してくだ	
○○500(基肥)	15	20	3		令和〇年〇月〇日		さい。	加州主外の万里の日間にと加入してい
				・ 化学肥料窒素成分量が慣行の 5 割以上削減されていることを確認してください。				
合計			3	8				

(注1)化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、混合汚泥複合肥料等などの化学肥料窒素成分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。 (注2)適宜、行を追加して記入すること。

### 4 体田農薬(5割低減の取組)

T. 区川成木(Unite	3//2/47 17/11/11					
農薬名		【5割低減】	【慣行レベル】	使用時期	備考	計算の仕方
展樂石 (商品名、剤型)	用途	節減対象農薬 成分回数	節減対象農薬 成分回数			殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1 殺虫殺菌剤(3成分) 1回 × 3成分 = 3
〇〇粒剤	殺菌剤	1		令和〇年〇月〇日		殺菌剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1 植物成長調整剤(1成分) 1回 × 1成分 = 1
〇〇粒剤	殺虫殺菌剤	3		令和〇年〇月〇日		1回 × 1成分 = 1
〇〇粒剤	殺菌剤	 1		令和〇年〇月〇日		殺虫剤(1成分) 1回 × 1成分 = 0※JAS適合資材
〇〇フロアブル	植物成長調整剤	1		令和〇年〇月〇日		その他 (1成分) 1回 × 1成分 = 1
〇〇乳剤	除草剤	 2		令和〇年〇月〇日		
〇〇顆粒水和剤	殺虫剤	_		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合	「合計」欄には化学合成農薬成分回数の合計値を記入してくださ
〇〇フロアブル	その他	1		令和〇年〇月〇日		۷٬۰
合計		 9	18			

(注1)有機農産物の日本農林規格で使用可能な表B.1の農薬も含め、使用した農薬は全て記入すること。

(注2)適宜、行を追加して記入すること。

節減対象農薬成分回数が慣行の5割以上削減されていることを確認してください。

## 5. 保管書類

✓ 堆肥の購入伝票等の写し (購入堆肥の場合) ✓ 自給堆肥製造記録等(自給堆肥の場合) ✓ 堆肥の成分証明書等の写し ▽ 実施要領第9の1の(1)に定める取組共通の書類

- 「施肥管理計画」や「堆肥の成分証明書等」は、必要に応じて作成し、その写しを証拠書類として保管してください。
- 施肥管理計画は、<u>堆肥その他の使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計が、都道府県の施肥基準等を上回り</u> 必要となる投入成分量を超えて過剰な施用となることが懸念される場合は、施肥管理計画を策定して、その写しを証拠書類として保 管してください。

- (都道府県の施肥基準などで堆肥の使用の目安、その他の技術指針等の範囲内で施用が行われていれば策定する必要はありませ ん。なお、施肥基準等については、都道府県、市町村にお問い合わせください。)

- ※ 以下の化学肥料、化学合成農薬については使用量、使用回数に算入しないことができます。
- 有機農産物の日本農林規格の表A.1の肥料及び土壌改良資材、表B.1の農薬
- 化学合成農薬を使用することなく生産された種子や苗等の入手が困難な作物の場合、種子や苗等に使用されている化学合成農薬 (この場合、化学合成農薬の使用に係る慣行レベルから種子や苗等に使用した化学合成農薬の使用回数を除いた数値を、5割低減の取組の基準としての慣行レベルとして利用するものとします。)
- 植物防疫法に基づき実施される警報に基づく防除において使用される化学合成農薬